

令和4年1月7日

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事執行規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したので、お知らせいたします。

記

1 一部改正の理由及び内容

(1) 多様な発注形態の導入に備えた条文改正（第19条）

施工時期の平準化を推進していく中で、柔軟な工期設定に対応した発注形態の導入が必要とされていることから、当該導入に備え、工事着手日について、「特に期日を定めたものを除き」という条文を加え、「契約締結後10日以内」の例外を設ける。

(2) 契約書及び請書の様式改正（様式第2（その1、その2）、3号）

適正な工期を設定して建設業における長時間労働を是正するため、建設業法が改正され、工事を施工しない日や時間帯を定める場合はその内容を契約書に明記する旨が規定されたことから、契約書及び請書の表記項目に、「工事を施工しない日」及び「工事を施工しない時間帯」を加える。

(3) 押印の廃止に伴う様式改正（様式第7、8、9、10、13、14、15、16、19号）

県の建設工事執行規則における押印廃止に合わせ、該当する様式について押印不要の様式に改める。

(4) 従前からの不備における様式改正（様式第4（その1、その2）、6、11、12号）

様式に係る従前からの不備を改める。

2 施行日

令和4年4月1日

（問い合わせ先）

契約検査課 契約・検査担当

電話 (0547) 36-7220

FAX (0457) 37-8200

E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp